

指定性能評価機関一覧

<p>名称</p>	<p>一般財団 法人日本 建築セン ター</p>
<p>住所</p>	<p>東京都千代田区 神田錦町一丁目 九番地</p>
<p>指定の区分</p>	<p>建築基準法に基づく 指定建築基準適合判 定資格者検定機関等 に関する省令（平成 十一年建設省令第十 三号。以下「省令」 という。）第五十九 条第二号の二から第 二号の四まで、第三 号の二、第五号から</p>
<p>業務区域</p>	<p>日本及び外 国の全域</p>
<p>性能評価の業務を行 う事務所の所在地</p>	<p>イ 本部 東京都千 代田区神田錦町一 丁目九番地 ロ 大阪事務所 大 阪府大阪市中央区 南本町一丁目七番 十五号</p>

	<p>一般財団 法人建材 試験セン ター</p>
	<p>東京都中央区日 本橋堀留町一丁 目十番十五号</p>
<p>第八号の二まで、第 八号の四から第十号 の二まで、第十二号 から第十二号の三ま で及び第十三号から 第二十三号までに掲 げる区分</p>	<p>省令第五十九条第一 号、第二号、第三号 、第四号、第六号か ら第八号まで、第八 号の三、第九号、第 十号、第十三号、 第十四号、第十六号 、第十七号、第十九</p>
	<p>日本及び外 国の全域</p>
	<p>埼玉県草加市稲荷五 丁目二十一番二十号</p>

法人日本 一般財団		グ ーリビン	法人ベタ ーリビン	一般財団 東京都千代田区 富士見二丁目七 番二号	
白台五丁目八番					
号から第二号の二ま	省令第五十九条第一 号から第二号の二ま	号及び第二十四号に 掲げる区分	省令第五十九条第一 号から第二号の二ま で、第四号、第六号 から第九号まで、第 十号の二から第十二 号の三まで、第十三 号、第十四号、第十 八号、第二十号、第 二十三号及び第二十 四号に掲げる区分		
国の全域	日本及び外 国の全域		日本及び外 国の全域		
イ 大阪府大阪市中央区	イ 大阪事務所 大		イ 本部 東京都千 代田区富士見二丁 目七番二号 ロ 茨城事務所 茨 城県つくば市立原 二番地		

<p>建築設備 法人日本 一般財団</p>	<p>建築総合 試験所</p>
<p>五号 橋一丁目十五番</p>	<p>一号</p>
<p>第二十号及び第二十 号、第十七号の二、 省令第五十九条第六</p>	<p>で、第二号の四から 第四号まで、第六号 から第八号まで、第 八号の三、第九号か ら第十二号の三まで 、第十三号、第十四 号、第十六号、第十 七号、第二十一号の 二から第二十一号の 四まで、第二十三号 及び第二十四号に掲 げる区分</p>
<p>日本の全域</p>	<p>日本及び外</p>
<p>丁目十五番五号 東京都港区西新橋一</p>	<p>内本町二丁目四番 七号 ロ 池田事業所 大 阪府池田市豊島南 二丁目二百四番地 ハ 東京事務所 東 京都港区西新橋一 丁目五番八号</p>

社	日本E R I 株式会	所	一般財団 法人小林 理学研究	ター 評価セン ター	株式会社 日本鉄骨 評価セン ター	・昇降機 センター
四号	東京都港区赤坂 八丁目十番二十		東京都国分寺市 東元町三丁目二 十番四十一号	ービル二階	東京都千代田区 岩本町一丁目三 番三号プロスパ ービル二階	
十三号、第十七号、	省令第五十九条第二 号の二、第六号、第 十三号、第十七号、		省令第五十九条第四 号に掲げる区分		省令第五十九条第二 十三号に掲げる区分	二号に掲げる区分
	日本全域		日本全域		日本及び外 国の全域	
	東京都港区赤坂八丁 目十番二十四号		東京都国分寺市東元 町三丁目二十番四十 一号		東京都千代田区岩本 町一丁目三番三号プ ロスパービル二階	

<p>協会 塗料検査 法人日本 一般財団</p>	<p>株式会社 都市居住 評価セン ター</p>	
<p>会館二百五号 番八号東京塗料</p>	<p>東京都港区虎ノ 門一丁目一番二 十一号</p>	
<p>号の三に掲げる区分</p>	<p>省令第五十九条第二 号の二、第六号、第 十三号、第十七号及 び第二十一号の二か ら第二十一号の六ま でに掲げる区分</p>	<p>第二十一号の二から 第二十一号の六まで 及び第二十三号に掲 げる区分</p>
<p>日本の全域</p>	<p>日本全域</p>	
<p>イ 本部 谷区恵比寿三丁目 十二番八号東京塗 料会館二百五号</p>	<p>東京都港区虎ノ門一 丁目一番二十一号</p>	

	一般財団 法人ポ ケン品質 評価機構	一般財団 法人東海 技術セン ター
	大阪府大阪市港 区築港一丁目六 番二十四号	愛知県名古屋市 名東区猪子石二 丁目七百十番地
	省令第五十九条第八 号の三に掲げる区分	省令第五十九条第八 号の三に掲げる区分
	日本及び外 国の全域	日本全域
口 東支部 神奈川 県藤沢市宮前六百 三十六番三号	大阪府大阪市港区築 港一丁目六番二十四 号	イ 名古屋本所 愛 知県名古屋市名東 区猪子石二丁目七 百十番地 口 瀬戸中央試験所 愛知県瀬戸市坂 上町四百二十番地

	株式会社 東京建築 検査機構	ハウスプ ラス確認 検査株式 会社	
	東京都中央区日 本橋富沢町十番 十六号	東京都港区海岸 一丁目十一番一 号	
る区分	省令第五十九条第二 号の二、第十三号、 第十七号及び第二十 一号の二から第二十 一号の四までに掲げ る区分	省令第五十九条第一 号、二号の二、第十 一号、第二十一号の 二から第二十一号の 六まで及び第二十四 号に掲げる区分	
	日本全域	日本及び外 国の全域	
	東京都中央区日本橋 富沢町十番十六号	東京都港区海岸一丁 目十一番一号	一



協会	免震構造	法人日本	一般社団	協会	建築防災	法人日本	一般財団	株式会社	ジャパン	ベリタス	ビューロ
二階	十八号 J I A 館	宮前二丁目三番	東京都渋谷区神		十号	門二丁目三番二	東京都港区虎ノ		二番地	中区山下町二十	神奈川県横浜市
	掲げる区分	号の二及び第六号に	省令第五十九条第二			号の二に掲げる区分	省令第五十九条第二	る区分	一号の二から第二十	号の二、第十三号、	省令第五十九条第二
		国の全域	日本及び外				日本全域				日本全域
	I A 館二階	二丁目三番十八号 J	東京都渋谷区神宮前			丁目三番二十号	東京都港区虎ノ門二			号サンエービル	東京都新宿区西新宿

株式会社 確認サー ビス	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	省令第五十九条第二号の二、第六号及び第二十一号の二から第二十一号の六までに掲げる区分	日本全域	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号
一般社団 法人日本 膜構造協 会	東京都中央区新富二丁目一番七号	省令第五十九条第二号の二、第六号、第十三号及び第十七号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都中央区新富二丁目一番七号
株式会社 国際確認 検査セン ター	東京都中央区京橋二丁目八番七号	省令第五十九条第二号の二、第十二号から第十二号の三まで、第十三号、第十七	日本及び外国の全域	イ 本社 東京都中央区京橋二丁目八番七号 ロ 大阪支店 大阪

地方独立	ンター 材技術セ 住宅・木	公益財団 法人日本 砂三丁目四番二 号	株式会社 全国鉄骨 評価機構	
北海道札幌市北		東京都江東区新 砂三丁目四番二 号	東京都中央区日 本橋兜町二十一 番七号	
省令第五十九条第一	区分 第二十四号に掲げる	省令第五十九条第一 号、第六号、第八号 の三、第十一号及び 第二十四号に掲げる	省令第五十九条第二 十三号に掲げる区分	号、第二十一号の二 から第二十一号の四 まで及び第二十三号 に掲げる区分
日本全域		日本及び外 国の全域	日本及び外 国の全域	
北海道旭川市緑ヶ丘		東京都江東区新砂三 丁目四番二号	東京都中央区日本橋 兜町二十一番七号	府大阪市中央区平 野町三丁目六番一 号

行政法人 北海道立 総合研究 機構	公益財団 法人東京 都防災・ 建築まち づくりセ ンター	一般財団 法人さい たま住宅 検査セン
区北十九条西十 一丁目一番地八	東京都新宿区西 新宿七丁目七番 三十号	埼玉県さいたま 市浦和区岸町七 丁目十二番三号
号及び第二号に掲げ る区分	省令第五十九条第二 号の二、第十七号及 び第二十一号の二か ら第二十一号の四ま でに掲げる区分	省令第五十九条第二 号の二に掲げる区分
	日本全域	埼玉県、東 京都、千葉 県、茨城県 、栃木県、
東一条三丁目一番二 十号	東京都新宿区西新宿 七丁目七番三十号	埼玉県さいたま市浦 和区岸町七丁目十二 番三号

株式会社	一般社団 法人建築 構造技術 支援機構		日本建築 検査協会 株式会社	ター
東京都渋谷区渋谷	大阪府吹田市広 芝町三番二十九 号		東京都中央区日 本橋三丁目十三 番十一号	
省令第五十九条第二	省令第五十九条第六 号に掲げる区分	区分	省令第五十九条第二 号の二及び第二十一 号の二から第二十一 号の四までに掲げる	
日本全域	日本全域		日本全域	群馬県及び 神奈川県の 全域
東京都渋谷区渋谷一	大阪府吹田市広芝町 三番二十九号		東京都中央区日本橋 三丁目十三番十一号	

<p>Ｊ建築検査センター</p>	<p>学校法人 東京理科大学</p>	<p>株式会社 近確機構</p>
<p>谷一丁目十三番九号</p>	<p>東京都新宿区神楽坂一丁目三番地</p>	<p>大阪府大阪市中 中央区農人橋二丁目一番十号</p>
<p>号の二に掲げる区分</p>	<p>省令第五十九条第一号に掲げる区分</p>	<p>省令第五十九条第十 三号及び第十七号に 掲げる区分</p>
	<p>日本全域</p>	<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域</p>
<p>丁目十三番九号</p>	<p>千葉県野田市山崎二千六百四十一番地</p>	<p>大阪府大阪市中 中央区農人橋二丁目一番十号</p>